

# 環境影響評価技術指針の 改定について

## 1. 技術指針とは

- 環境影響評価条例第7条に基づき、次の事項を定めるもの
  - (1) 環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法、事後調査の方法
  - (2) その他必要な事項
- 事業者は、本指針に定めるところにより、環境影響評価を実施し、図書を作成

### <これまでの経過>

- H11 当初のアセス条例に基づき制定 ※これ以前の要綱時代は、指導指針（技術要領編）として存在
- H23 条例全部改正に伴い策定 ※配慮書手続き追加、環境管理計画の内容を反映（温室効果ガス・生物多様性等）
- H25 一部改正（風力発電事業をアセス対象へ追加、方法書説明会の条例規定に伴う改定）
- H28 一部改正（地盤、安全にかかる部分の改定）

# 1. 技術指針とは

## 【参考】横浜市環境影響評価条例

(配慮指針の策定等)

第6条 市長は、環境影響について配慮すべき事項に関する指針として横浜市環境配慮指針(以下「配慮指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、配慮指針を改定するものとする。

3 市長は、配慮指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ、横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。

4 市長は、配慮指針を策定し、又は改定したときは、その旨を公告するものとする。

(技術指針の策定等)

第7条 市長は、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針として横浜市環境影響評価技術指針を定めるものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境影響評価を行うための項目並びに調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法

(2) その他環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項

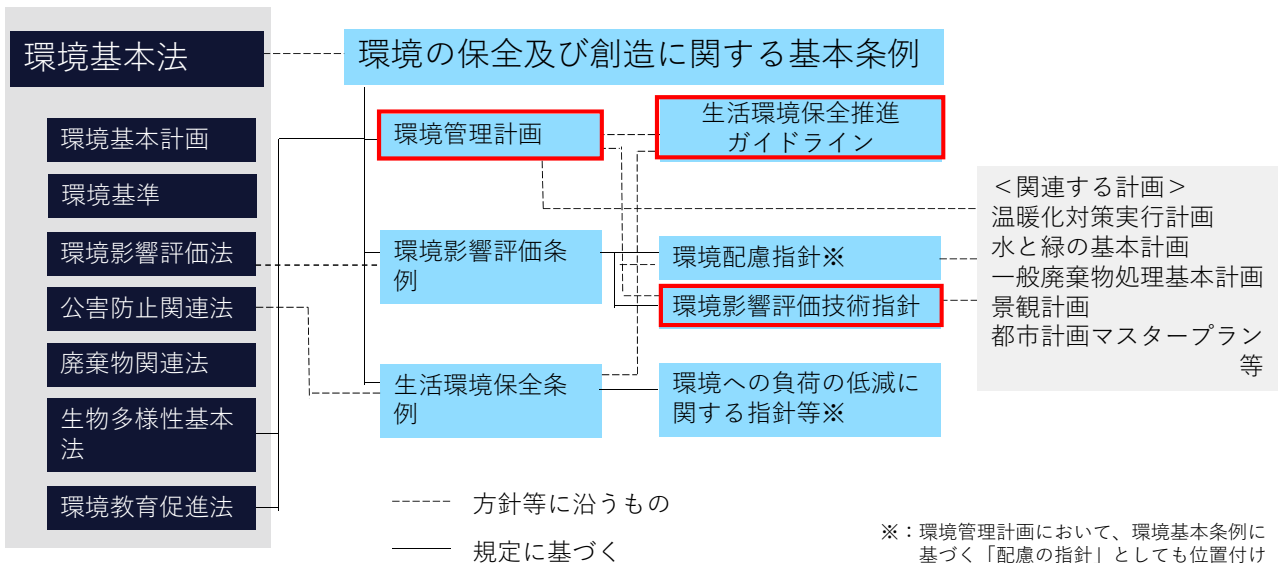
3 市長は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、技術指針を改定するものとする。

4 [前条第3項](#)及び[第4項](#)の規定は、技術指針の策定及び改定について準用する。この場合において、これらの規定中「配慮指針」とあるのは、「技術指針」と読み替えるものとする。

# 1. 技術指針とは

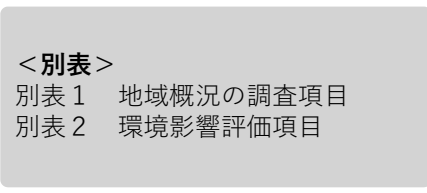
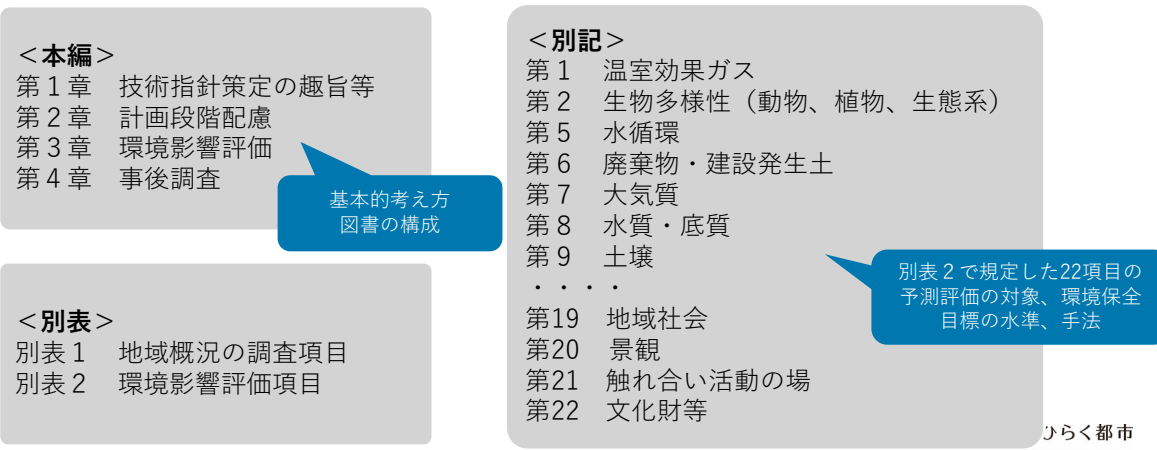
R6~7年に改定を目指す計画・指針

<関連する法・条例・計画との関係>



# 1. 技術指針とは

## 技術指針の構成



その他、対象とする物質等を定める「解説別表」があります

# 1. 技術指針とは

## 環境影響評価項目 (別表2、指針p28)

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目
地球環境への負荷の低減	温室効果ガス
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性
	動物 植物 生態系
安心して快適に生活できる生活環境の保全	水循環（地下水位、湧水の流量、河川の形態・流量、海域の流況）
	廃棄物・建設発生土（一般・産業廃棄物、建設発生土）
	大気質（大気汚染）
	水質・底質（公共用水域の水質・底質、地下水の水質）
	土壌（土壌汚染）
	騒音
	振動
	地盤（地盤沈下）
	悪臭
	低周波音
	電波障害（テレビジョン電波障害）
	日影（日照障害、シャドーフリッカー）
	風害（局地的な風向・風速）
	安全（土地の安定性、浸水、火災・爆発、有害物漏洩）
	地域社会（地域分断、交通混雑、歩行者の安全）
快適な地域環境の確保	景観
	触れ合い活動の場
	文化財等

## 2. 改定の考え方

### (1) 社会ニーズへの対応

～政策目標の実現に向けて一步踏み込んだ取組の後押し

### (2) メリハリのあるベスト追求型アセスへ

### (3) 「ポジティブアセス推奨」の姿勢の明確化

## (1) 社会ニーズへの対応～政策目標の実現に向けて

### 背景

生活環境の状況は改善。持続可能な社会の構築に向けた社会変革（気候変動、自然資本／自然共生、循環経済）が政策の重点になっている

- ・ 今回の改定の重点は、気候変動・自然資本・循環経済にかかる内容を想定
- ・ 事業を通じた政策目標の実現に向けて内容を見直し

### 気候変動

- ・ 温室効果ガスの予測対象拡大（事業特性に応じてスコープ3も検討）
- ・ 2050年の脱炭素化を見据えた環境保全目標水準の引き上げ

### 自然資本/共生

- ・ 植物・動物・生態系の評価軸を「注目すべき種の保全」から広げる
- ・ 評価項目「緑地」を追加し、事業の実施による自然資本の変化を評価

### 循環経済

- ・ 環境保全措置として、資源の循環利用促進の観点を明示

# (1) 社会ニーズへの対応～政策目標の実現に向けて

背景

- ・R3年度に環境配慮指針改定、配慮事項に「グリーンインフラの保全・活用」を追加
- ・現行技術指針では、環境影響評価項目「生物多様性」の評価指標は「種の重要性」。自然・自然的環境（≒保全・活用すべきGI）の状況を捉えきれていない

・環境影響評価項目及び細目、予測項目を見直し、「自然資本」としての評価を充実

< 現行 >

環境影響評価項目（別表2）

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目
地球環境への負荷の低減	温室効果ガス	温室効果ガス
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物
		植物
		生態系
	水循環	地下水水位及び湧水の流量
		河川の形態、流量
		海域の流況

< 改定後 >

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目
地球環境への負荷の低減	温室効果ガス	温室効果ガス
身近な自然及び自然的環境の保全・再生・創造	植物	植物
		動物
		生態系
		緑地
	水循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水水位・湧水流量</li> <li>・河川の形態・流量</li> <li>・海域の流況</li> <li>・その他の水環境</li> </ul>

自然資本

日をひらく都市  
OPEN x PIONEER  
A  
湿地、水田、湧水地点等

# (1) 社会ニーズへの対応～政策目標の実現に向けて

項目再編の効果

- ・基盤的な自然・自然的環境の変化を把握できる
- ・（次のステップとして）関連する評価項目と総合し「グリーンインフラの保全・活用」がどのようになされるかが評価可能となる
- ・既成市街地の案件での取組を後押ししやすくなる

< 改定内容（案） >

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目
地球環境への負荷の低減	温室効果ガス	温室効果ガス
身近な自然及び自然的環境の保全・再生・創造	植物	植物
		動物
		生態系
	緑地	緑の量・機能
	水循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水水位・湧水流量</li> <li>・河川の形態・流量</li> <li>・海域の流況</li> <li>・その他の水環境</li> </ul>

関連する項目

- ・景観
- ・風害
- ・触れ合いの場

自然と共生する社会へ

## (2) メリハリのあるベスト追求型アセスへ

### 背景

- ・ 平均値や基準適合でよし、ではなく、事業者として目標をたてて社会に公表し、目標に向けた環境保全措置をとっていくことが重要（委員意見）
- ・ 全部取り組みます、という姿勢は良いが、どの取り組みが重点なのか（委員意見）

- ・ 「目標クリア型」ではなく「ベスト追求型」であることを明確化
  - ・ 法令・基準の遵守は前提としつつ、事業者負担も考慮し、アセスでの取組の重点化（メリハリ付け）も検討
- <例> 評価項目選定（非選定）の考え方を明示、環境保全目標水準の見直し

### <環境保全目標水準の見直し>

- ・ 現状非悪化／事業者としての最大限の努力を評価（ベスト追求）できる目標の例示へ

#### 現行指針の記載例

- ▶ 大気質の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- ▶ 温室効果ガスの排出量が地球環境に著しい影響を及ぼさない水準
- ▶ 注目すべき植物種、植物群落を保全する水準

#### 改定後

- ▶ 大気質への影響を最小限にとどめる水準
- ▶ 温室効果ガスの排出量を最小限にとどめる水準
- ▶ 「既存の植物群落が維持できる水準」を追加

## (3) ポジティブアセス推奨の明確化

### 背景

- ・ 負の評価だけでなく、より良い環境づくりの観点から事業が果たすプラス面の役割がある場合には、それを積極的に評価することが必要（アセス学会等）

- ・ プラス面の影響を評価できることの明確化
- ・ 環境保全目標にプラスの水準の目標を明記（プラス水準の目標を明記する項目・しない項目はメリハリづけ）

### <環境保全目標（プラスの水準）の例>

- ▶ 2050年に温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる水準（※）
- ▶ 創出する環境を指標する生物種が生息・誘因できる水準
- ▶ 良好な景観／緑豊かな都市環境を形成する水準

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

※敷地内のみでの評価では達成が難しいと思われる

## 4. 環境影響評価審査会 意見聴取の進め方(案)

① 改定の趣旨・方向性について	今回
② 本編、別表2（環境影響評価項目）の改定案（事務局案）について	3月末
③ 別記（事務局案）について：①地球環境保全、②身近な自然環境 ③廃棄物	1～2か月に1回
④ 別記（事務局案）について：①～③以外の項目	
⑤ 本編・別記の改定（案）について	～R6年10月頃
⑥ 意見公募の結果等について	R7年1月頃

各環境影響評価項目の別記（事務局案）については、今後、委員の皆様にも個別にもご相談させていただきます。ご協力をお願いいたします。